

# 第 97 期 中 間 決 算 公 告

平成19年12月26日

富山市総曲輪二丁目2番8号

**株式会社 富山第一銀行**

取締役頭取 金 岡 純 二

## 中 間 貸 借 対 照 表 (平成19年9月30日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
現金預け金	8,935	預金	890,552
コ－ル口－ン	22,000	譲渡性預金	6,840
買入金銭債権	148	コ－ルマネ－	771
商品有価証券	345	借用金	15,000
金銭の信託	1,500	外国為替	0
有価証券	268,989	その他負債	4,307
貸出金	686,958	役員賞与引当金	12
外国為替	1,639	退職給付引当金	3,371
その他資産	3,532	役員退職慰労引当金	429
有形固定資産	9,595	睡眠預金払戻損失引当金	131
無形固定資産	43	繰延税金負債	2,184
支払承諾見返	6,548	再評価に係る繰延税金負債	1,592
貸倒引当金	8,802	支払承諾	6,548
		負債の部合計	931,742
		(純資産の部)	
		資本金	8,000
		資本剰余金	5,430
		資本準備金	5,430
		利益剰余金	42,925
		利益準備金	2,126
		その他利益剰余金	40,799
		別途積立金	36,360
		繰越利益剰余金	4,439
		自己株式	197
		株主資本合計	56,159
		その他有価証券評価差額金	11,601
		繰延ヘッジ損益	0
		土地再評価差額金	1,933
		評価・換算差額等合計	13,534
		純資産の部合計	69,693
資産の部合計	1,001,436	負債及び純資産の部合計	1,001,436

(注) 1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

2. 商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は移動平均法により算定）により行っております。

3. 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社・子法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては中間決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

4. デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

5. 有形固定資産の減価償却は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）については定額法）を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物	21年～24年
動 産	4年～20年

なお、平成19年度税制改正に伴い、平成19年4月1日以後に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく償却方法により減価償却費を計上しております。この変更に伴う経常利益及び税引前中間純利益に与える影響は軽微であります。

また、当中間期より、平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産については、償却可能限度額に達した事業年度の翌事業年度以後、残存簿価を5年間で均等償却しております。なお、これによる中間貸借対照表等に与える影響は軽微であります。

6. 無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。

7. 外貨建資産・負債は、中間決算日の為替相場による円換算額を付しております。

8. 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下、「破綻懸念先」という。）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

破綻懸念先及び下記23.の貸出条件緩和債権等を有する債務者で与信額が一定額

以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により引き当てております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は9,521百万円であります。

- 9．役員賞与引当金は、役員への賞与の支払に備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間期に帰属する額を計上しております。
- 10．退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間期末において発生していると認められる額を計上しております。また、数理計算上の差異の費用処理方法は、発生の翌期に期間により按分して費用処理しております。
- 11．役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払に備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当中間期に帰属する額を計上しております。
- 12．睡眠預金払戻損失引当金は、利益計上した睡眠預金について預金者からの払戻請求に基づく払戻損失に備えるため、過去の払戻実績に基づく将来の払戻損失見込額を引き当てております。

従来、利益計上した睡眠預金の預金者への払戻損失は、払戻時の費用として処理していましたが、「租税特別措置法上の準備金及び特別法上の引当金又は準備金並びに役員退職慰労引当金等に関する監査上の取扱い」（日本公認会計士協会 監査・保証実務委員会報告第42号 平成19年4月13日）が適用されることに伴い、当中間期から過去の払戻実績に基づく将来の払戻損失見込額を引き当てる方法に変更しております。

これにより従来の方法に比べ、特別損失は131百万円増加し、税引前中間純利益は同額減少しております。

- 13．リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。
- 14．金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、ヘッジ手段として各取引毎に個別対応のデリバティブ取引を行う「個別ヘッジ」を実施して、繰延ヘッジによっております。当行のリスク管理方法に則り、ヘッジ指定を行いヘッジ手段とヘッジ対象を一体管理するとともに、ヘッジ手段によってヘッジ対象の

金利リスクが減殺されているかどうかを検証することでヘッジの有効性を評価しております。

- 15．外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第 25 号。）に規定する繰延ヘッジによっております。

ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

- 16．消費税及び地方消費税(以下、消費税等という。)の会計処理は、税抜方式によっております。ただし有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当中間期の費用に計上しております。

17．関係会社の株式総額 1 3 百万円

18．有形固定資産の減価償却累計額 8 , 2 9 2 百万円

19．有形固定資産の圧縮記帳額 2 0 9 百万円

- 20．貸借対照表に計上した固定資産のほか、電子計算機及び周辺機器の一部については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。

- 21．貸出金のうち、破綻先債権額は 1 , 5 0 0 百万円、延滞債権額は 1 3 , 0 2 8 百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

- 22．貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は 3 8 百万円であります。

なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

- 23．貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は 5 , 4 2 7 百万円であります。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に

該当しないものであります。

24. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は19,994百万円であります。

なお、21.から24.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

25. 手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形および買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は37,368百万円であります。

26. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

有価証券 842百万円

担保資産に対応する債務

預金 796百万円

上記のほか、為替決済等の取引の担保として、有価証券14,693百万円を差し入れております。

また、その他資産のうち保証金は10百万円及び敷金は474百万円であります。

27. 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日 平成11年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める算定方法に基づき、地価税法に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価格(路線価)を基準として時価を算出しております。

28. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金15,000百万円が含まれております。

29. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する当行の保証債務の額は11,220百万円であります。

30. 1株当たりの純資産額 1,151円32銭

31. 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりであります。

満期保有目的の債券で時価のあるもの

	中間貸借対照表 計上額(百万円)	時 価 (百万円)	差 額 (百万円)
国債	24,666	25,100	434
地方債	18,038	18,158	120
社債	15,530	15,707	177
その他	6,199	6,336	137
合計	64,434	65,303	869

その他有価証券で時価のあるもの

	取得原価 (百万円)	中間貸借対照表 計上額(百万円)	評価差額 (百万円)
株式	29,459	46,920	17,461
債券	69,740	71,099	1,358
国債	44,726	45,937	1,210
地方債	9,607	9,609	1
社債	15,405	15,552	146
その他	72,276	72,921	645
合計	171,476	190,941	19,465

なお、上記の評価差額から繰延税金負債7,864百万円を差し引いた額11,601百万円が、「その他有価証券評価差額金」に含まれております。

32. 時価評価されていない有価証券のうち、主なものの内容と中間貸借対照表計上額は、次のとおりであります。

内 容	中間貸借対照表計上額(百万円)
満期保有目的の債券 非上場社債	12,120
子会社・子法人等株式 子会社・子法人等株式	13
その他有価証券 非上場株式	1,480

33. 金銭の信託の保有目的別の内訳は次のとおりであります。

	取得原価 (百万円)	中間貸借対照表 計上額(百万円)	評価差額 (百万円)
その他の金銭の信託	1,500	1,500	-

34. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、78,712百万円であります。このうち契約残存期間が1年以内のものが78,301百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的(半年毎に)に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

35. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生的主要原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

繰延税金資産

貸倒引当金損金算入限度額超過額	6,511百万円
退職給付引当金	1,362
減価償却費損金算入限度超過額	591
その他	<u>733</u>
繰延税金資産小計	9,198
評価性引当額	<u>3,518</u>
繰延税金資産合計	5,679
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	7,864
その他	<u>0</u>
繰延税金負債合計	7,864
繰延税金負債の純額	<u>2,184百万円</u>

36. 銀行法施行規則第19条の2第1項第3号ロ(10)に規定する単体自己資本比率(国内基準)は13.69%です。

中間損益計算書 (平成19年4月1日から  
平成19年9月30日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
経 常 収 益	12,036
資 金 運 用 収 益	9,677
(うち貸出金利息)	(6,349)
(うち有価証券利息配当金)	(3,229)
役 務 取 引 等 収 益	1,154
そ の 他 業 務 収 益	212
そ の 他 経 常 収 益	992
経 常 費 用	9,022
資 金 調 達 費 用	1,674
(うち預金利息)	(1,444)
役 務 取 引 等 費 用	552
そ の 他 業 務 費 用	23
営 業 経 費	5,748
そ の 他 経 常 費 用	1,022
経 常 利 益	3,014
特 別 利 益	170
特 別 損 失	297
税 引 前 中 間 純 利 益	2,886
法人税、住民税及び事業税	1,129
法 人 税 等 調 整 額	226
中 間 純 利 益	1,530

(注) 1 . 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

2 . 1 株当たり中間純利益金額 2 5 円 2 8 銭

3 . 「その他経常費用」には、貸倒引当金繰入額 9 4 6 百万円を含んでおります。

4 . 特別損失には、減損損失 1 6 3 百万円及び睡眠預金払戻損失引当金繰入額 1 3 1 百万円を含んでおります。

5 . 当中間期において以下の資産について減損損失を計上しております。

地域	主な用途		種類	減損損失(百万円)
富山県内	営業用店舗	-	-	-
	遊休資産	-	-	-
富山県外	営業用店舗	3 カ店	土地	1 6 3
	遊休資産	-	-	-
合計				1 6 3

当行は、営業用店舗については最小区分である営業店単位（ただし、同一建物内で複合店舗が営業している場合は、一体とみなす）で、又、遊休資産については、おのおの個別に 1 単位としてグルーピングを行っております。本部、研修所、寮住宅（個別店に限定出来るものは個別店に含める）、厚生施設等については共用資産としております。

平成 1 1 年 3 月 3 1 日に土地の再評価に関する法律に基づき、事業用土地の再評価を行っておりますが、上記の営業用店舗については再評価後の地価の下落や、割引前キャッシュ・フローの総額が再評価後の帳簿価額に満たないことから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額（1 6 3 百万円）を減損損失として特別損失に計上しております。

当中間期における減損損失の測定に使用した回収可能価額は、正味売却価額と使用価値のいずれか高い価値としました。正味売却価額は原則として不動産鑑定評価額に基づき、重要性が乏しい不動産については適切に市場価格を反映していると考えられる指標に基づいて算定し、使用価値は将来キャッシュ・フロー見積り額を 1 . 9 % で割り引いて算出しております。

# 第 97 期 中 間 決 算 公 告

平成19年12月26日

富山市総曲輪二丁目2番8号  
**株式会社 富山第一銀行**  
 取締役頭取 金岡純二

## 中間連結貸借対照表(平成19年9月30日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
( 資 産 の 部 )		( 負 債 の 部 )	
現 金 預 け 金	8,988	預 金	890,020
コールローン及び買入手形	22,000	譲 渡 性 預 金	6,840
買 入 金 銭 債 権	148	コールマネー及び売渡手形	771
商 品 有 価 証 券	345	借 用 金	18,625
金 銭 の 信 託	1,500	外 国 為 替	0
有 価 証 券	278,098	そ の 他 負 債	5,545
貸 出 金	674,211	役 員 賞 与 引 当 金	12
外 国 為 替	1,639	退 職 給 付 引 当 金	3,384
そ の 他 資 産	7,264	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	429
有 形 固 定 資 産	18,606	睡 眠 預 金 払 戻 損 失 引 当 金	131
無 形 固 定 資 産	615	繰 延 税 金 負 債	2,450
支 払 承 諾 見 返	6,548	再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債	1,592
貸 倒 引 当 金	9,202	支 払 承 諾	6,548
		<b>負 債 の 部 合 計</b>	<b>936,353</b>
		( 純 資 産 の 部 )	
		資 本 金	8,000
		資 本 剰 余 金	5,433
		利 益 剰 余 金	43,115
		自 己 株 式	197
		株 主 資 本 合 計	56,351
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	11,657
		繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	0
		土 地 再 評 価 差 額 金	1,933
		評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	13,590
		少 数 株 主 持 分	4,469
		<b>純 資 産 の 部 合 計</b>	<b>74,411</b>
<b>資 産 の 部 合 計</b>	<b>1,010,765</b>	<b>負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計</b>	<b>1,010,765</b>

## 中間連結財務諸表の作成方針

### (1) 連結の範囲に関する事項

連結される子会社及び子法人等 5社  
会社名

富山ファースト・ビジネス(株)  
富山ファースト・リース(株)  
富山ファースト・ディーシー(株)  
富山ファースト機販(株)  
(株)富山ファイナンス

非連結の子会社及び子法人等  
該当ありません。

### (2) 持分法の適用に関する事項

該当ありません。

### (3) 連結される子会社及び子法人等の中間決算日等に関する事項

連結される子会社及び子法人等の中間決算日は次のとおりであります。

6月末日 1社

9月末日 4社

連結される子会社及び子法人等は、それぞれの中間決算日の財務諸表により連結しております。中間連結決算日と上記の中間決算日との間に生じた重要な取引については、必要な調整を行っております。

#### 中間連結貸借対照表の注記

1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は移動平均法により算定）により行っております。
3. 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、その他有価証券のうち時価のあるものについては中間連結決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

4. デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。
5. 当行の有形固定資産の減価償却は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）については定額法）を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物	21年～24年
動 産	4年～20年

連結される子会社及び子法人等の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定率法により償却しております。

なお、平成19年度税制改正に伴い、平成19年4月1日以後に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく償却方法により減価償却費を計上しております。この変更に伴う経常利益及び税金等調整前中間純利益に与える影響は、軽微であります。

また、当中間連結会計期間より、平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産については、償却可能限度額に達した連結会計年度の翌連結会計年度以後、残存簿価を5年間で均等償却しております。なお、これによる中間連結貸借対照表等に与える影響は軽微であります。

なお、リース資産は、リース期間を償却年数とし、リース期間満了時の見積処分価額を残存価額とする定額法により償却しております。

6. 無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。
7. 当行の外貨建資産・負債は、中間連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。
8. 当行の貸倒引当金は予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、

その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下、「破綻懸念先」という。）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認められる額を計上しております。

破綻懸念先及び下記21.の貸出条件緩和債権等を有する債務者で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利子率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により引き当てております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は9,521百万円であります。

連結される子会社及び子法人等の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。

9. 役員賞与引当金は、役員への賞与の支払に備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間連結会計期間に帰属する額を計上しております。
10. 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間連結会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、数理計算上の差異の費用処理方法は、発生の翌期に期間により按分して費用処理しております。
11. 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払に備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当中間連結会計期間に帰属する額を計上しております。
12. 睡眠預金払戻損失引当金は、利益計上した睡眠預金について預金者からの払戻請求に基づく払戻損失に備えるため、過去の払戻実績に基づく将来の払戻損失見込額を引き当てております。

従来、利益計上した睡眠預金の預金者への払戻損失は、払戻時の費用として処理してはりましたが、「租税特別措置法上の準備金及び特別法上の引当金又は準備金並びに役員退職慰労引当金等に関する監査上の取扱い」（日本公認会計士協会監査・保証実務委員会報告第42号平成19年4月13日）が適用されることに伴い、当中間連結会計期間から過去の払戻実績に基づく将来の払戻損失見込額を引き当てる方

法に変更しております。

これにより、従来の方法に比べ特別損失が131百万円増加し、税金等調整前中間純利益は同額減少しております。

13. 当行並びに連結される子会社及び子法人等のリース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。

14. 当行の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、ヘッジ手段として各取引毎に個別対応のデリバティブ取引を行う「個別ヘッジ」を実施して、繰延ヘッジによっております。当行のリスク管理方法に則り、ヘッジ指定を行いヘッジ手段とヘッジ対象を一体管理するとともに、ヘッジ手段によってヘッジ対象の金利リスクが減殺されているかどうかを検証することでヘッジの有効性を評価しております。

15. 当行の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号。）に規定する繰延ヘッジによっております。

ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

16. 当行並びに連結される子会社及び子法人等の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

17. 有形固定資産の減価償却累計額 16,890百万円

18. 有形固定資産の圧縮記帳額 209百万円

19. 貸出金のうち、破綻先債権額は1,514百万円、延滞債権額は13,109百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

20. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は56百万円であります。

なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

21. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は5,760百万円であります。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。

22. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は20,440百万円であります。

なお、19.から22.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

23. 手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は37,368百万円であります。

24. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

有価証券 1,635百万円

担保資産に対応する債務

預金 796百万円

借入金 700百万円

上記のほか、為替決済等の取引の担保として、有価証券14,693百万円を差し入れております。

また、その他資産のうち保証金は13百万円及び敷金は487百万円あります。

25. 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、当行の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日 平成11年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める算定方法に基づき、地価税法に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価格(路線価)を基準として時価を算出しております。

26. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金15,000百万円が含まれております。

27. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する保証債務の額は11,220百万円あります。

28. 1株当たりの純資産額 1,155円43銭

29．有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりであります。

満期保有目的の債券で時価のあるもの

	中間連結貸借対照表 計上額（百万円）	時 価 （百万円）	差 額 （百万円）
国 債	24,666	25,100	434
地方債	18,038	18,158	120
社 債	20,293	20,510	216
その他	8,198	8,346	148
合計	71,196	72,116	920

その他有価証券で時価のあるもの

	取 得 原 価 （百万円）	中間連結貸借対照表 計上額（百万円）	評価差額 （百万円）
株 式	29,666	48,595	18,929
債 券	70,049	71,444	1,395
国 債	44,726	45,937	1,210
地方債	9,607	9,609	1
社 債	15,714	15,897	183
その他	72,486	73,220	734
合 計	172,202	193,260	21,058

なお、上記の評価差額から繰延税金負債 8,507 百万円を差し引いた額 12,550 百万円のうち少数株主持分相当額 893 百万円を控除した額 11,657 百万円を「その他有価証券評価差額金」として計上しております。

30．時価評価されていない有価証券のうち、主なものの内容と中間連結貸借対照表計上額は次のとおりであります。

	中間連結貸借対照表計上額（百万円）
満期保有目的の債券 非上場社債	12,120
その他有価証券 非上場株式	1,521

31．金銭の信託の保有目的別の内訳は次のとおりであります。

	取 得 原 価 （百万円）	中間連結貸借対照表 計上額（百万円）	評 価 差 額 （百万円）
その他の金銭の信託	1,500	1,500	-

32．当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は80,523百万円であります。このうち契約残存期間が1年以内のものが79,263百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行並びに連結される子会社及び子法人等の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行並びに連結される子会社及び子法人等が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内(社内)手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

33．銀行法施行規則第17条の5第1項第3号ロに規定する連結自己資本比率(国内基準)は14.17%であります。

# 中間連結損益計算書

〔平成19年 4月 1日から  
平成19年 9月30日まで〕

(単位：百万円)

科 目	金 額	
経 常 収 益		14,675
資金運用収益	9,754	
(うち貸出金利息)	(6,299)	
(うち有価証券利息配当金)	(3,357)	
役務取引等収益	1,159	
その他業務収益	2,745	
その他経常収益	1,016	
経 常 費 用		11,269
資金調達費用	1,704	
(うち預金利息)	(1,443)	
役務取引等費用	542	
その他業務費用	2,171	
営業経費用	5,821	
その他経常費用	1,029	
経 常 利 益		3,406
特 別 利 益		171
特 別 損 失		297
税金等調整前中間純利益		3,280
法人税、住民税及び事業税		1,207
法人税等調整額		303
少数株主利益		218
中 間 純 利 益		1,549

中間連結損益計算書の注記

1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 1株当たり中間純利益金額 25円59銭
3. 「その他経常費用」には、貸出金償却10百万円、貸倒引当金繰入額939百万円を含んでおります。
4. 「特別損失」には、減損損失163百万円及び睡眠預金払戻損失引当金繰入額131百万円を含んでおります。
5. 当中間連結会計期間において以下の資産について減損損失を計上しております。

地域	主な用途		種類	減損損失(百万円)
富山県内	営業用店舗	-	-	-
	遊休資産	-	-	-
富山県外	営業用店舗	3加店	土地	163
	遊休資産	-	-	-
合計				163

当行は、営業用店舗については最小区分である営業店単位（ただし、同一建物内で複合店舗が営業している場合は、一体とみなす）で、又、遊休資産については、おのおの個別に1単位としてグルーピングを行っております。本部、研修所、寮社宅（個別店に限定出来るものは個別店に含める）、厚生施設等については共用資産としております。

平成11年3月31日に土地の再評価に関する法律に基づき、事業用土地の再評価を行っておりますが、上記の営業用店舗については再評価後の地価の下落や、割引前キャッシュ・フローの総額が再評価後の帳簿価額に満たないことから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額（163百万円）を減損損失として特別損失に計上しております。

当中間連結会計期間における減損損失の測定に使用した回収可能価額は、正味売却価額と使用価値のいずれか高い価値としました。正味売却価額は原則として不動産鑑定評価額に基づき、重要性が乏しい不動産については適切に市場価格を反映していると考えられる指標に基づいて算定し、使用価値は将来キャッシュ・フロー見積り額を1.9%で割り引いて算出しております。